

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新								
4	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1" data-bbox="302 573 1234 726"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略</td> <td>通信の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	略 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略	通信の確保	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <table border="1" data-bbox="1549 573 2481 726"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 略</td> <td>通信の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	略 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 略	通信の確保
機関名	所掌事務									
略 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 略	通信の確保									
機関名	所掌事務									
略 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 略	通信の確保									
10	<p><b>第2章 原子力災害予防対策</b></p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段の確保 (2) 通信手段・経路の多様化 ① <u>県防災行政無線の2重ルート化</u> 県は、<u>県防災行政無線について、地上系と衛星系の通信ルートの2重化を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。</u> 略</p>	<p><b>第2章 原子力災害予防対策</b></p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段の確保 (2) 通信手段・経路の多様化 ① <u>通信経路の多様化と活用</u> 県は、<u>防災行政無線、原子力緊急時連絡網の整備を図るとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。</u> 略</p>								
12	<p>第6節 災害応急体制の整備 9 広域的な応援協力体制等 県は、緊急時における広域的な応援について、隣接都道府県等との<u>応援協定の締結及び県内の市町間の応援協定締結の促進を図るものとする。</u> また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくものとする。 略</p>	<p>第6節 災害応急体制の整備 9 広域的な応援協力体制等 県は、緊急時における広域的な応援について、隣接都道府県等との<u>応援協定に基づく応援協力体制の構築、及び県内の市町間の応援協定締結の促進と応援協力体制構築を図るものとする。</u> また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくものとする。 略</p>								

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新						
1 4	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>3 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>県は、関係市に対し、高齢者、<u>障害者</u>、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制の整備について助言するものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、<u>妊婦</u>等については、優先的に避難させる等十分に配慮するものとする。</p> <p>略</p>	<p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>3 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>県は、関係市に対し、高齢者、<u>障害のある人</u>、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導體制の整備について助言するものとする。</p> <p>なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、<u>妊産婦</u>等については、優先的に避難させる等十分に配慮するものとする。</p> <p>略</p>						
2 6	<p><b>第3章 原子力災害応急対策</b></p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>2 災害時要援護者への配慮</p> <p>県は、関係市と協力し、避難誘導、避難所及び福祉避難所での生活に関して、高齢者、<u>障害者</u>、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>、乳幼児、児童、<u>妊婦</u>の避難所及び福祉避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。</p> <p><b>図 表</b></p>	<p><b>第3章 原子力災害応急対策</b></p> <p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>2 災害時要援護者への配慮</p> <p>県は、関係市と協力し、避難誘導、避難所及び福祉避難所での生活に関して、高齢者、<u>障害のある人</u>、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、<u>高齢者</u>、<u>障害のある人</u>、乳幼児、児童、<u>妊産婦</u>の避難所及び福祉避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。</p> <p><b>図 表</b></p>						
3 9	<p>別図（3-2-1） 防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="498 1283 952 1686"> <tr> <td>静岡県 (<u>防災局</u>原子力安全対策室) 0 5 4 - 2 2 1 - 2 0 8 8</td> </tr> <tr> <td>西部地域防災局 (<u>防災企画課</u>) 0 5 3 8 - 3 7 - 2 2 0 4</td> </tr> <tr> <td>中部地域防災局 (<u>防災企画課</u>) 0 5 4 - 6 4 4 - 9 1 0 4</td> </tr> </table>	静岡県 ( <u>防災局</u> 原子力安全対策室) 0 5 4 - 2 2 1 - 2 0 8 8	西部地域防災局 ( <u>防災企画課</u> ) 0 5 3 8 - 3 7 - 2 2 0 4	中部地域防災局 ( <u>防災企画課</u> ) 0 5 4 - 6 4 4 - 9 1 0 4	<p>別図（3-2-1） 防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1754 1283 2208 1696"> <tr> <td>静岡県 (<u>危機管理局</u>原子力安全対策室) 0 5 4 - 2 2 1 - 2 0 8 8</td> </tr> <tr> <td>西部危機管理局 (<u>危機管理課</u>) 0 5 3 8 - 3 7 - 2 2 0 4</td> </tr> <tr> <td>中部危機管理局 (<u>危機管理課</u>) 0 5 4 - 6 4 4 - 9 1 0 4</td> </tr> </table>	静岡県 ( <u>危機管理局</u> 原子力安全対策室) 0 5 4 - 2 2 1 - 2 0 8 8	西部危機管理局 ( <u>危機管理課</u> ) 0 5 3 8 - 3 7 - 2 2 0 4	中部危機管理局 ( <u>危機管理課</u> ) 0 5 4 - 6 4 4 - 9 1 0 4
静岡県 ( <u>防災局</u> 原子力安全対策室) 0 5 4 - 2 2 1 - 2 0 8 8								
西部地域防災局 ( <u>防災企画課</u> ) 0 5 3 8 - 3 7 - 2 2 0 4								
中部地域防災局 ( <u>防災企画課</u> ) 0 5 4 - 6 4 4 - 9 1 0 4								
静岡県 ( <u>危機管理局</u> 原子力安全対策室) 0 5 4 - 2 2 1 - 2 0 8 8								
西部危機管理局 ( <u>危機管理課</u> ) 0 5 3 8 - 3 7 - 2 2 0 4								
中部危機管理局 ( <u>危機管理課</u> ) 0 5 4 - 6 4 4 - 9 1 0 4								

静岡県地域防災計画（原子力対策編） 新旧対照表

ページ	旧	新
40	<p>2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報後の連絡</p> <p>略</p> <div data-bbox="501 462 949 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 静岡県                  (防災局原子力安全対策室)                  054-221-2088             </div> <div data-bbox="501 613 949 726" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 西部地域防災局                  (防災企画課)                  0538-37-2204             </div> <div data-bbox="501 737 949 850" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 中部地域防災局                  (防災企画課)                  054-644-9104             </div>	<p>2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報後の連絡</p> <p>略</p> <div data-bbox="1754 462 2202 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 静岡県                  (危機管理局原子力安全対策室)                  054-221-2088             </div> <div data-bbox="1754 613 2202 726" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                 西部危機管理局                  (危機管理課)                  0538-37-2204             </div> <div data-bbox="1754 737 2202 850" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 中部危機管理局                  (危機管理課)                  054-644-9104             </div>